

製造業における『職長等能力向上教育』 開催のご案内

一般社団法人栃木労働基準協会

標記の『職長等能力向上教育』を、下記により実施することといたしました。

ご承知のとおり、職長職は、第一次的に事業主に代わって、作業に携わる従業員を直接指揮・監督し、職場の安全・衛生管理を確保する立場にあることから、その教育は労働安全衛生法第60条によって義務付けられている重要なものであります。

また、製造業における職長等能力向上教育に関し、労働安全衛生法第19条の2第2項の規定に基づく「安全衛生教育等推進要綱」で、事業者は職長等に対して法定の「職長等の教育」を終了後、定期的（5年ごと）に再教育を行う等能力向上を図ることを求めています。

作業に熟達している職長等の監督者の適切な指導により、災害が著しく減少している事例が多くみられるところであり、今般、職長等の役割を再確認・能力向上のための「職長等能力向上教育」を実施することといたしましたので、是非、この機会に関係する職制の方を受講させていただきたく、ご案内申し上げます

記

1. 日 時 令和4年11月29日（火）
（受付開始9時00分 講習9時20分～17時）
2. 場 所 栃木商工会議所
（栃木市片柳町2-1-46 TEL 0282-23-3131）
3. 受講料 8,690円（非会員事業場 9,790円）（税込み）
内訳 講習代 7,700円 ・テキスト代 990円
* 当協会の会員以外の方には、会員外手数料¥1,100が加算されます。
* 受講料は、講習終了後請求書をお渡しますので、お振込をお願いします。
* 体調不良等によるキャンセルは講習日当日までお受けいたします。
4. 申込先 一般社団法人栃木労働基準協会
〒328-0075 栃木市沼和田町20-25 Tel0282-24-7758・Fax0282-25-3268
Email : tochikikyo@tochikikyo.or.jp
* FAX 又は Email 等でお申込みいただければ、受講票を送付いたします。
5. 申込締切 令和4年11月21日（月）・定 員 40名
6. その他 ①全科目を受講された方には、修了証を交付いたします。
②お車は北駐車場に駐車いただくようお願いいたします。
③受付開始時間前の会場（商工会議所）への入場はご遠慮ください。
④昼食は各自ご準備下さい。（外出可）
⑤当日はご自宅で体温計測し37.5°以上の方は受講をご遠慮下さい。
⑥マスクを必ず着用してください。
⑦県外の事業場の受講はお断りいたします。
⑧コロナウイルスの状況により講習会が中止となる場合があります。

7. 研修内容 下記のとおり

研修項目内容	備考
9:20～オリエンテーション（受付開始 9:00）	
1. 職長の役割「職長が担う12の鍵」	講義
2. 安全配慮義務とは	講義・ビデオ・討議
3. 異常時における措置	講義・ビデオ・討議
4. リスクアセスメントへの再挑戦	講義・
5. 災害防止についての関心の保持	講義・ビデオ・討議
16:45～修了式	

職長等能力向上教育受講申込書

（令和4年11月29日）

事業場名		
所在地	〒(-) Tel - Fax -	
担当者 職氏名		
受付No. (記入不要)	氏 名	生年月日（西暦）
備考		

上記のとおり受講を申し込みます

年 月 日

一般社団法人 栃木労働基準協会長 殿

※ この申込書をご記入の上、当協会にFAX等にてお申し込みください。

※ 請求書は講習終了後お渡しいたします。なお、当日、現金でのお支払いはご遠慮ください。

※ 申込書記載の個人情報は、個人情報法に留意し、受付簿・修了証作成のみに、使用管理します。

FAX : 0282-25-3268

Eメール : tochikikyo@tochikikyo.or.jp